東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程

平成２９年３月２２日
役員会議決
東大規則第７８号
沿革

（目的）

第１条　この規程は、就業の場所及び従事する業務を限定して雇用する常勤の職員（以下「職域限定職員」という。）並びに就業の場所、従事する業務及び勤務時間を限定して雇用する職員（以下「職域時間限定職員」という。）の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び適用範囲）

第２条　職域限定職員及び職域時間限定職員の就業の場所は、東京大学基本組織規則（平成１６年４月１日東大規則第１号）第３章、第４章及び第５章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校（以下「部局」という。）とする。

２　職域限定職員及び職域時間限定職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める業務に従事する者とする。

(1)　上席高度主事員　事務及び技術（施設又は情報）に関する業務であって、特に高度の専門的な知識経験又は特に優れた識見を活用することが必要と認められ、かつ、所属する部局全体においてその能力の活用を図ることができる業務に従事する者

(2)　高度主事員　事務及び技術（施設又は情報）に関する業務であって、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用することが必要と認められ、かつ、所属する部局全体においてその能力の活用を図ることができる業務に従事する者

(3)　主事員　事務及び技術（施設又は情報）に関する業務に従事する者

(4)　上席高度技術員　技術に関する専門的業務であって、特に高度の専門的な知識経験又は特に優れた識見を活用することが必要と認められ、かつ、所属する部局全体においてその能力の活用を図ることができる業務に従事する者

(5)　高度技術員　技術に関する専門的業務であって、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用することが必要と認められ、かつ、所属する部局全体においてその能力の活用を図ることができる業務に従事する者

(6)　技術員　技術に関する専門的業務に従事する者

(7)　上席高度学術員　研究、教育の支援に関する業務であって、特に高度の専門的な知識経験又は特に優れた識見を活用することが必要と認められ、かつ、所属する部局全体においてその能力の活用を図ることができる業務に従事する者

(8)　高度学術員　研究、教育の支援に関する業務であって、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用することが必要と認められ、かつ、所属する部局全体においてその能力の活用を図ることができる業務に従事する者

(9)　学術員　研究、教育の支援に関する業務に従事する者

３　職域時間限定職員とは、１週間の所定の勤務時間が３０時間以上３８時間４５分未満の範囲内で雇用する者をいう。

４　職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する事項については、この規則及び別に定めるところによるほかは、東京大学教職員就業規則（平成１６年４月１日東大規則第１１号。以下「就業規則」という。）の規定を準用する。

（就業に関する特例）

第３条　職域限定職員及び職域時間限定職員には、就業規則第１３条、第１３条の３から第１３条の５まで、第１４条第１項第４号、第１９条、第２１条、第２６条及び第５１条の規定は適用しない。

２　職域限定及び職域時間限定職員の給与については、東京大学年俸制給与の適用に関する規則（平成２４年１２月２０日東大規則第５４号。以下「年俸制給与規則」という。）の定めるところによる。ただし、職域時間限定職員の基本年俸及び業績・成果手当は、年俸制給与規則第４条から第６条までの規定により決定した額に当該職域時間限定職員の１週間の勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た額とする。

（配置換等）

第４条　職域限定職員及び職域時間限定職員に対し、同一の部局内での配置換及び兼務を命じることがある。ただし、部局の改廃その他の事由により他の部局への配置換を命じることがある。

２　職域限定職員及び職域時間限定職員は、正当な理由がないときは、前項に基づく命令を拒否することができない。

（再雇用）

第５条　就業規則第１８条第１項の規定により定年退職した職域限定職員及び職域時間限定職員については、この規則に定めるところによるほかは、東京大学再雇用教職員の就業に関する規程（平成１６年４月１日東大規則第２１号。第９条及び第１３条を除く。）を準用し、再雇用することができる。

２　職域限定職員及び職域時間限定職員の再雇用に係る給与は、第３条第２項年俸制給与規則に定めるところによる。

（勤務時間及び休憩時間）

第６条　職域時間限定職員の１日の勤務時間は７時間４５分以内とし、始業及び終業の時刻、休憩時間並びに勤務日は、個人別に定める。

（勤務しない日の振替）

第７条　前条で定めた勤務日は、業務上の必要によりやむを得ない場合にあらかじめ当該週の勤務しない日（東京大学教職員勤務時間、休暇等規則（平成１６年４月１日東大規則第１３号。「勤務時間等規則」という。）第９条の規定により休日となる日を除く。以下同じ。）と振り替えることがある。

（時間外・深夜・休日勤務）

第８条　職域時間限定職員については、勤務時間等規則第６条第１項の定めるところによるほか、勤務しない日に勤務を命じることがある。

（規定の準用）

第９条　職域時間限定職員については、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて準用するものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
年俸制給与規則第９条の規定により準用する場合における東京大学教職員給与規則（平成１６年４月１日東大規則第１２号。以下「給与規則」という。）第４３条第１項	所定の勤務日	所定の勤務日及び勤務しない日
	第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 125（その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 150）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。	1 日 7 時間 45 分又は 1 週間 38 時間 45 分に達するまでは第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を支給し、1 日 7 時間 45 分を超えて又は 1 週間 38 時間 45 分を超えて勤務した場合には 100 分の 125（その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 150）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
	一の月の初日から末日までの間に時間外勤務時間及び勤務時間等規則第９条に規定する日（以下「休日」という。）に勤務した時間を累計して６０時間に達した時点より後に行われた時間外勤務時間に対しては、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 175）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。	一の月の初日から末日までの間に 1 日 7 時間 45 分又は 1 週間 38 時間 45 分を超えて勤務した時間外勤務時間（以下、「割増賃金対象時間」という。）及び勤務時間等規則第９条に規定する日（以下「休日」という。）に勤務した時間を累計して６０時間に達した時点より後に行われた割増賃金対象時間に対しては、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 175）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
給与規則第４４条第１項	時間外勤務時間	割増賃金対象時間

勤務時間等規則第１３条	３８時間４５分を超えない範囲	３８時間４５分未満の範囲
勤務時間等規則第１４条第１項	３８時間４５分を超えない範囲	３８時間４５分未満の範囲
勤務時間等規則第２８条第１項第１号及び第２号	３時間４５分の範囲内	３時間４５分の範囲内（短縮後の１日の勤務時間が４時間未満となる場合を除く）
東京大学教職員の勤務時間、休暇等に関する細則（平成１６年規則第１４号。以下「勤務時間等細則」という。）第７条の２第１項	３８時間４５分を超えないものとする	３８時間４５分未満とする
勤務時間等細則第７条の３第１項	３８時間４５分を超えないものとする	３８時間４５分未満とする

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和　２年　３月２６日東大規則第１３５号）

この規則は、令和　２年４月１日から施行する。

附　則（令和　２年　３月２６日東大規則第１５５号）

この規則は、令和　２年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和　３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和　５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和　８年４月１日から施行する。

沿革

東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程

体系情報

□　第２編 総務及び人事
　　第３章 就業規則等

沿革情報

◆平成２９年　３月２２日東大規則第　７８号　役員会議決
◇平成３０年　３月２０日東大規則第　８１号
◇令和　２年　３月２６日東大規則第１３５号
◇令和　２年　３月２６日東大規則第１５５号
◇令和　３年　３月１８日東大規則第　８１号
◇令和　５年　３月２３日東大規則第　９０号
◇令和　８年　３月１９日東大規則第　９９号